

○和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱を次のように定める。

和歌山県営繕工事に伴う設計等委託業務共同体取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、県の発注する営繕工事に伴う設計又は監理業務(以下「業務」という。)に係る共同体(以下「共同体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される業務については、別途定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「共同体」とは、県が発注する対象業務ごとに結成される「特定共同体」をいう。

(共同体の基本的要件)

第3 共同体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、当該業務に対応する部門について入札参加資格を有する者であること。
- (2) 構成員は3者以内とし、1者以上を前号の者のうち、県内に本店を有する者(以下「県内企業」という。)とすること。
- (3) 構成員のうち、県内に本店を有する者については、一級建築士が2名以上、かつ、一級建築士を1ポイント、二級建築士及び木造建築士を0.5ポイントとし、合計5ポイント以上となる技術者を有すること。
- (4) 構成員のうち、県内に本店を有しない者(以下「県外企業」という。)については、20名以上の一級建築士を有すること。
- (5) 原則として、構成員のうち1者以上が当該業務と同種の業務について、元請として一定の実績を有すること。

(対象業務)

第4 共同体による対象とすることができる業務は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」(平成20年6月1日施行)第2(2)に規定する建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)のうち、同基準別表第1(2)建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の区分C1又はC2に該当する高度な技術を要する建築物の設計等の業務とする。

(配置技術者)

第5 各構成員は、業務を履行するに当たり、設計図書(特記仕様書)及び入札公告等に示す要件を満たす技術者を配置しなければならない。

(共同体の結成手続)

第6 共同体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、第7の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(共同体の提出書類)

第7 共同体が結成に必要とする提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 営繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書(共同体) 別記第1号様式
- (2) 設計(監理)共同体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(形態及び出資比率)

第8 県内企業と、県外企業との協業関係のもと県内企業の技術力の向上を図るため、共同体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う共同業務実施方式とする。

- 2 構成員の出資割合は、各構成員の業務に関与する割合に応じて定め、各構成員の施行能力を反映した適正なものとする。この場合において、各構成員の出資比率は20%以上でなければならない。

(代表者)

第9 共同体の代表者は、構成員のうち施行能力が最も大きい者とする。

- 2 共同体の代表者は、20名以上の一級建築士を有する者であるものとする。
- 3 共同体の代表者の出資割合は、構成員中最大であるものとする。

(存続期間等)

第10 共同体の存続期間は、当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、委託契約の履行後12月以内までとすることができる。

- 2 前項に規定する期間満了後において、当該業務について、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。
- 3 当該業務について結成された共同体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、共同体の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

営繕工事に係る委託業務入札参加資格審査申請書（共同体）

年 月 日

和歌山県知事 様

設計（監理）共同体の名称 _____

代 表 者	所 在 地	
	商号又は名称	社印
	代 表 者 名	印

構 成 員	所 在 地	
	商号又は名称	社印
	代 表 者 名	印

構 成 員	所 在 地	
	商号又は名称	社印
	代 表 者 名	印

このたび連帯責任によって、下記業務の共同受託による競争入札に参加するため、（会社名及び代表者名）を代表者とする設計（監理）共同体を結成したので、競争入札参加資格の審査を次のとおり設計（監理）共同体協定書及び別冊指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務

別記第2号様式（第7条関係）

設計（監理）共同体協定書

（目的）

第1条 当共同体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注に係る〇〇設計（監理）業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）

（2）前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同体は、〇〇設計（監理）共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、〇年〇月〇日に成立し、業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

（代表者の名称）

第6条 当共同体は、〇〇一級建築士事務所を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

（1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

（2）見積り、入札並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限

（3）入札及び請求代金の受領に関する代理人の選任についての権限

（4）当共同体に属する財産を管理する権限

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

〇〇一級建築士事務所 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請事務所の決定その他の当共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務

の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当共同体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員

及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇一級建築士事務所外〇社は、上記のとおり〇〇設計(監理)共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成員それぞれが記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

代表 〇 〇 〇 〇④

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

代表 〇 〇 〇 〇④

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇一級建築士事務所

代表 〇 〇 〇 〇④

別記第3号様式（第7条関係）

委任状

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者名

社印
印

私は、つぎの者を代理人と定め、年 月 日から 年 月 日まで、下記の権限を委任します。

所在地
受任者 役職名
氏名 _____

記

設計（監理）共同体に係る

- 1 設計（監理）共同体協定の締結に関する事
- 2 委託業務入札参加資格審査申請に関する事
- 3 入札及び見積りに関する事
- 4 契約の締結に関する事
- 5 業務の履行に関する事
- 6 代金の請求及び受領に関する事
- 7 復代理人の選任に関する事

受任者使用印鑑